

地域産業6次化ステップアップ強化事業 6次化新商品開発チャレンジ事業（ソフト事業）

令和4年度事業実施計画書 募集要領

申請書受付期間：第1回：令和4年5月20日（金）
第2回：令和4年7月29日（金）
第3回：令和4年9月22日（木）

※応募状況により、第2回以降の募集を行わない場合や追加募集を行う場合があります。

ふくしま農山漁村発イノベーションサポートセンター
（ふくしま地域産業6次化サポートセンター）

I 制度の概要

1 目的

東日本大震災及び原子力災害からの復興に取り組んできた本県農林水産業が、地域に根ざした基幹産業としてさらに歩みを進めるためには、既存の枠組みを超えて、6次産業化の推進や2次産業、3次産業との異業種間連携等が必要です。

福島県では、農林漁業者等が異業種と密接に連携して行う競争力ある新商品開発の支援を行い、もって本県地域産業の活性化に資することを目的として助成金交付事業を実施します。

2 募集期間

第1回：令和4年5月20日（金）まで（17時必着）

第2回：令和4年7月29日（金）まで（17時必着）

第3回：令和4年9月22日（金）まで（17時必着）

3 対象者

福島県内に本拠を置く農林漁業者等

※「農林漁業者等」とは、農業者、林業者、漁業者、農業者を含む組織、団体又は県産農林水産資源を活用した商品・サービスの提供を行う者を行います。

※ 本助成事業は、いわゆる反社会的勢力に該当する方は利用できません。

4 対象事業及び対象経費

（1）対象事業及び対象経費は、別表1のとおりとします。

（2）令和5年2月15日（水）までに納品及び支払が完了しない経費は対象経費から除きます。

5 一対象事業当たりの助成金の額及び助成率

（1）助成額 10万円以上100万円以内

（2）助成率 助成対象経費の1/2以内

6 対象事業期間

助成金の対象事業期間は、当該助成金の交付決定日から事業計画に基づく最短の期間とし、最長でも令和5年2月15日（水）までとします。

7 助成事業完了後の実績報告書の提出

助成事業者は、助成事業完了後、速やかに事業実績報告書を提出しなければなりません。

8 助成金の支払方法

助成事業の内容や助成対象経費の支払を証明する書面（領収書等）を確認し、助成金を支払います。

助成金は、支払が完了した経費について精算払で交付することを原則としますが、事業の進捗及び必要性を考慮し、概算払を行う場合があります。

9 助成事業者の義務

助成事業者は、次に掲げる義務を負います。

- (1) 申請書の提出から助成事業の完了までの間に、助成事業の内容、助成事業等に要する経費の配分若しくは助成金交付申請額に変更が生じる場合、並びに助成事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければなりません。
- (3) 助成事業の遂行に関して、計画どおりに事業が進められない場合など問題が発生した場合は、すみやかに相談してください。

10 選定方法

- (1) 書面、ヒアリング等により、対象要件の確認を行った後、審査委員会にて審査を行い、選定します。

なお、申請を希望する方は、最寄りの問合せ先の企画推進員へ御相談ください。

また、新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリング方法を変更することがあります。

- (2) 選定に当たっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定の他、次に掲げる事項について総合的に判断しますので、実施計画書作成の際に、御留意ください。

- ① 事業実施主体の運営能力・実施能力
- ② 事業実施計画の新規性・将来性
- ③ 地域経済への波及効果

11 採択までのスケジュール（予定）

申請締切	採択・不採択通知	事業実施
令和4年5月20日（金）	令和4年 6月上旬（予定）	交付決定から令和5年2月15日（水）の間に実施
令和4年7月29日（金）	令和4年 8月下旬（予定）	
令和4年9月22日（木）	令和4年10月中旬（予定）	

※ 交付決定を受けてからでないと事業に着手できません。

Ⅱ 申請に必要な書類等

1 提出書類

- (1) 事業実施計画認定申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (3) 添付資料

①	法人にあつては登記事項証明書（現在事項全部証明書） （申請時から3ヶ月以内に発行されたもの。個人の場合を除く）
②	団体にあっては規約、定款、役員名簿等
③	本事業で開発する商品に係る製造許可等の写し （既に許可等を取得済みの場合は、添付願います。）
④	過去2期分の決算書
⑤	過去2期分の事業報告書（事業内容がわかるもの）
⑥	県税納税証明書 （未納の無い証明。福島県各地方振興局県税部が申請時から1ヶ月以内に発行したもの）
⑦	暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3）
⑧	事業費の積算内訳の分かる見積書等の資料 （申請時から十分な有効期間を有するもの。なお、見積書が発行できない場合には、センターへ御相談ください。）
⑨	消費税の課税事業者届（別記様式5）
⑩	その他センター長が必要と認める書類

- ※ 提出された書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。
- ※ 提出書類の様式はサポートセンターホームページからダウンロードできます。
（「ふくしま6次化」で検索してください。）
- ※ 提出前に記載内容を再度確認の上、提出してください。

2 提出先及び問合せ先

ふくしま農山漁村発イノベーションサポートセンター(ふくしま地域産業6次化サポートセンター)の地区担当者へ御連絡をお願いします。

- (1) 県北・相双担当 企画推進員 古関
電 話：080-9250-1303
メー ル：6r@life-role.jp
住 所：〒960-8042
福島市荒町4-7
福島県再生可能エネルギー合同ビル2階
(株式会社ライフロール内)
- (2) 県中・県南担当 企画推進員 鈴木
電 話：080-9259-4345
メー ル：6v@life-role.jp
住 所：〒963-8540
郡山市麓山1-1-1
福島県郡山合同庁舎内
福島県中小企業団体中央会郡山事務所内
- (3) 会津・南会津担当 企画推進員 秋保
電 話：070-4815-7482
メー ル：6x@life-role.jp
住 所：〒965-0873
会津若松市追手町7-5
福島県会津若松合同庁舎内
新館2階ミーティングルーム
- (4) いわき担当 企画推進員 青沼
電 話：080-9250-2109
メー ル：6h@life-role.jp
住 所：〒970-8026
いわき市平梅本15番地
福島県いわき合同庁舎内
いわき農林事務所 企画部地域農林企画課内

3 結果の通知

審査結果(採択又は不採択)は、申請者へ郵送にてお知らせします。

別表 1

事業区分	事業実施主体	事業内容	助成対象経費
6次化新商品開発チャレンジ事業	福島県内に本拠を置く農林漁業者等(*1)	本県産農林水産物を活用した商品の開発又は改良等を行う事業	(1) 商品の開発又は改良に要する次の費用 ア 開発製造委託料 ※試作品の増産費用は除く。 ※試作品の原材料費は除く。 イ 専門家等からの助言、指導等に要する費用 ウ 講習受講、資格習得等の受験に要する費用 エ パッケージデザイン開発のための費用（印刷費は除く。） オ 成分分析に要する費用 カ 機器のレンタル料 (2) 商談会等への出展に要する次の費用 ※30万円未満であること ※(1)で開発又は改良した商品を出品する場合に限る。 ア 出展料 イ 出展ブースの装飾料 (3) 法人設立手続き等のために要する費用 ア 定款用収入印紙代 イ 定款の認証手数料 ウ 定款の謄本手数料 エ 登録免許税 オ JANコード登録申請料 カ この他、センター長が必要と認める費用

(*1) 農林漁業者等：農業者、林業者、漁業者、農業者等を含む組織、団体又は県産農林水産資源を活用した商品・サービスの提供を行う者をいう。

事業全体の流れ

